10月1日に配布した本庄市こども計画（素案）から修正した箇所は次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **№** | **10月１日配布資料** |  | **10月18日配布資料** |  |
| **該当箇所** | **修正前の記載** | **該当箇所** | **修正後の記載** |
| 1 | P2　2．計画の法的根拠  本文7行目 | ・・・貧困対策計画、子ども・子育て支援法第61条第１項の規定に基づいて定める市町村子ども・・・ | P2　2．計画の法的根拠  本文7行目 | ・・・貧困対策計画、（削除）市町村子ども・・・ |
| 2 | P5　5．計画の対象 | ― | P5　5．計画の対象  （注釈を追加） | 令和４年９月15日付でこども家庭庁発足準備室長事務連絡が発出され、国の各省庁においては、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」が推奨されています。  本庄市こども計画においても、こども基本法を踏まえたこども施策を推進するため、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合などの特別の場合を除き、平仮名標記の「こども」を用いることとします。 |
| 3 | P8（2）障がいのあるこども  見出し、本文、表 | 障がい | P8（2）障害のあるこども  見出し、本文、表  （用語を統一） | 障害 |
| 4 | P12（1）保育所の設置状況・利用状況  本文4行目 | 幼稚園型認定こども園 | P12（1）保育所の設置状況・利用状況 本文4行目 | 保育園型認定こども園 |
| 5 | P12（1）保育所の設置状況・利用状況  本文5行目 | 2園減少しており | P12（1）保育所の設置状況・利用状況  本文5行目 | 3園減少しており |
| 6 | P12（1）の表  ■保育所の設置状況・利用状況■ | ― | P12（1）の表  ■保育所の設置状況・利用状況■ | （令和6年度の状況を入力） |
| 7 | P13（3）認定こども園の設置状況・利用状況  本文2行目 | ・・・こども園又は幼稚園型認定こども園・・・ | P13（3）認定こども園の設置状況・利用状況  本文2行目 | ・・・こども園又は保育園型認定こども園、幼稚園型認定こども園・・・ |
| 8 | P13（3）の表  ■認定こども園の設置状況・利用状況■ | ― | P13（3）の表  ■認定こども園の設置状況・利用状況■ | （令和6年度の状況を入力） |
| 9 | P14（4）学童保育施設の設置状況・利用状況  見出し、本文、表  P87（5）放課後児童健全育成事業　①放課後児童クラブ  見出し、本文 | 学童保育施設  学童保育  放課後児童クラブ  学童保育所 | P14（4）放課後児童クラブ（学童保育所）の設置状況・利用状況  見出し、本文、表  P95（5）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ：学童保育所）  見出し、本文  （用語の統一） | 放課後児童クラブ（学童保育所） |
| 10 | P14（5）  見出し | 子ども食堂・学習支援の実施状況 | P14（5）  見出し | 学習支援・こども食堂の実施状況 |
| 11 | P14（5）  本文2行目 | 子ども食堂 | P14（5）  本文2行目 | こども食堂 |
| 12 | P44　第4章　団体調査結果からみた本庄市の現状 | ― | P44～49　第4章　団体調査結果からみた本庄市の現状 | （団体アンケート調査結果を追記） |
| 13 | P45～46　第5章　計画の方向性　1．本庄市における課題 | ― | P50～51　第5章　計画の方向性　1．本庄市における課題 | （（1）～(6)までの並びを修正。（1）を「こどもまんなか社会の実現」とした。また、（6）「意見を聴かれにくいこどもや若者への支援」に係る本文を追記） |
| 14 | ― | ― | P57～P59　6．市民・関係団体の声と施策への反映に向けた考え方 | （追記） |
| 15 | P52　1-1　3ヤングケアラー支援事業（案）  P62　2-2　20ヤングケアラー支援事業（案）（再掲） | （取組の概要）  ヤングケアラーとして支援を必要としているこどもを学校の協力のもと調査を実施し、より詳細な実態把握に努めます。あわせて、必要とされている支援について検討を進めます。ヤングケアラーへの支援については、関係機関との連携が欠かせないことから、ヤングケアラー条例の制定について、検討を進めます。 | P60　1-1　3ヤングケアラー支援事業（新規）  P70　2-2　20ヤングケアラー支援事業（新規）（再掲） | （取組の概要）  ヤングケアラーとして支援を必要としているこどもを学校の協力のもと調査を実施し、より詳細な実態把握に努めます。あわせて、必要とされている支援について検討を進めます。（削除） |
| 16 | P52　1-1　4ヤングケアラー認知度向上に向けた取組（新規） | （取組の概要）  ― | P60　1-1　4ヤングケアラー認知度向上に向けた取組（新規） | （取組の概要）  ヤングケアラーの問題は家庭内の問題であることから、表面化しにくく、発見の難しさがあります。、課題を抱えるヤングケアラーの発見につながるよう、地域においてヤングケアラーに対する認知を深めるよう周知啓発に努めます。 |
| 17 | P54　1-2　2こどもの意見を広く聴取する取組の充実 | （取組の概要）  ― | P62　1-2　2こどもの意見を広く聴取する取組の充実 | （取組の概要）  こどもの居場所として想定される場やイベントにおいて、こどもの意見を聞く取り組みを進めます。また、こども計画の進捗管理を行うにあたり、会議に若者世代が入ることについて検討を進めます。 |
| 18 | P54　1-2　4デマンド交通 | （取組の概要）  ― | P62　1-2　4デマンド交通バス | （取組の概要）  こども・若者を含む全ての利用者にとって使いやすい公共交通サービスへの見直しや環境整備等を行い、デマンドバス予約のキャンセル数の削減や利用満足度の改善を目指します。 |
| 19 | ― | ― | P62　1-2　5離婚前後家庭支援事業 | （取組の概要）  離婚前の家庭に対して、ひとり親支援施策等に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保等に資する取り組みを実施することを検討します。  （担当課）  子育て支援課 |
| 20 | P59　2-2  本文1行目 | 社会においては、発達障害のあるこども・若者を・・・ | P67　2-2  本文1行目 | 社会においては、（削除）障害のあるこども・若者を・・・ |
| 21 | P60　2-2　7障害がある児童の総合療育相談とケアマネジメント事業 | （担当課）  こども家庭センター  健康推進課  障害福祉課 | P68　2-2　7障害がある児童の総合療育相談とケアマネジメント事業 | （担当課）  こども家庭センター  （削除）  障害福祉課 |
| 22 | P62　2-2　23児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制の整備 | （取組の概要）  関係機関との協議を重ね、令和８年までに、 児童発達支援センター等を・・・ | P70　2-2　23児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制の整備 | （取組の概要）  関係機関との協議を重ね、（削除）児童発達支援センター等を・・・ |
| 23 | ― | ― | P70　2-2　24ひきこもり相談 | （取組の概要）  生きづらさを抱えるひきこもり本人やその家族からの相談を専門の相談員が受け付け支援を行います。  （担当課）  生活支援課 |
| 24 | ― | ― | P70　2-2　25校内教育支援事業（アシストルーム） | （取組の概要）  生徒の新たな居場所を確保し、学習や社会的自立に向けた支援を図るため、市立中学校に校内教育支援センター（アシストルーム）を設置し、支援員を配置しています。不登校の問題の解消等を目指すとともに、市内中学校の教育の充実を図ります。  （担当課）  学校教育課 |
| 25 | P67　2-4　15少子化対策に向けた取組 | （取組の概要）  ― | P74　2-4　15少子化対策に向けた取組 | （取組の概要）  国や埼玉県の少子化対策の動向を注視しながら、必要な子育て支援施策の実施を検討します。また、子育て世代や子育てに不安を抱える若者世代に向けた子育て支援に関する情報発信に努めます。 |
| 26 | P68　2-5  本文7～9行目 | ・・・確保を推進するとともに、デジタル基盤の整備を通じて教職員の活動 を支援します。  また、こども・若者の抱える問題の・・・ | P75　2-5  本文7～8行目 | ・・・確保を推進するとともに、（削除）こども・若者の抱える問題の・・・ |
| 27 | P62　2-2　24本庄市就学援助制度 | （取組の概要）  ― | P78　3-1　11本庄市就学援助制 | （取組の概要）  市内に居住し、本庄市立の小・中学校に在籍している児童生徒及び入学予定の保護者で、教育委員会が援助を必要と認める人に小・中学校で必要な費用の一部を援助します。 |
| 28 | P62　2-2　25本庄市入学準備金貸付制度 | （取組の概要）  ― | P78　3-1　12本庄市入学準備金貸付制度 | （取組の概要）  経済的な理由により高校、大学などへの進学が困難な子どもを持つ保護者で、教育委員会の要件を満たす人に対して、入学に必要な費用の貸付けを行います。 |
| 29 | P62　2-2　26本庄市育英資金貸付制度 | （取組の概要）  ― | P78　3-1　13本庄市入学準備金貸付制度 | （取組の概要）  就学意欲と能力がありながら、経済的な理由により高校・大学等での就学が困難な生徒・学生で、教育委員会の要件を満たす人に対して就学に必要な費用の貸し付けを行います。 |
| 30 | ― | ― | P78　3-1　14子どもの学習・生活支援事業に係る大学等受験料等補助事業 | （取組の概要）  事業を利用する生活保護世帯・生活困窮者世帯の中学３年生及び高校生等の子どもの親及び養育者を対象に大学等受験料及び模擬試験受験料の補助を行います。  （担当課）  生活支援課 |
| 31 | P72　3-2　1子ども家庭総合支援拠点の設置  P74　4-1　5子ども家庭総合支援拠点の設置（再掲） | （取組の概要）  令和６年４月からこども家庭センターを設置し、妊娠期から産前産後、子育て期に渡り、児童虐待防止を含む、子育て全般に関する相談支援を行います。  （担当課）  こども家庭センター | P79　3-2  P82　4-1 | （項目削除） |
| 32 | P72　3-2　2未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問事業  P74　4-1　2未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問事業（再掲） | （取組の概要）  関係機関との連携により、妊産期から子育て期まで、訪問や相談を通じて様々な不安の軽減に努め、児童虐待の防止や以後の健やかな成長への支援につなげます。 | P79　3-2　1未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問事業  P82　4-1　2未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問事業（再掲） | （取組の概要）  関係機関との連携により、妊娠期から子育て期まで、訪問や相談を通じて様々なニーズに対する支援や不安の軽減に努め、健やかな成長への支援及び子育てに関する支援を行うことで、児童虐待の防止や以後の健やかな成長への支援につなげます。 |
| 33 | P72　3-2　6住宅確保給付金 | （取組の概要）  ― | P79　3-2　5住宅確保給付金 | （取組の概要）  離職等により住居を喪失するおそれのある生活困窮者を対象に家賃相当分の住宅確保給付金を支給し、併せて就労支援を行い、自立に繋げます。 |
| 34 | P72　3-2　7就労準備支援事業 | （取組の概要）  ― | P79　3-2　6就労準備支援事業 | （取組の概要）  直ちに就労することが困難な状況にある生活困窮者を対象に、就労のための基礎能力の習得を目的として実施します。 |
| 35 | P72　3-2　8家計改善支援事業 | （取組の概要）  ― | P79　3-2　7家計改善支援事業 | （取組の概要）  家計管理に問題がある被保護者または生活困窮者を対象に、家計管理の必要性の理解や家計簿の作成、支出内容の確認、支出計画の作成等を援し、対象者の行動変容につなげます。 |
| 36 | P72　3-2　9一時生活支援事業 | （取組の概要）  ― | P80　3-2　8一時生活支援事業 | （取組の概要）  住居のないもしくは住居を失うおそれのある生活困窮者を対象に衣食住等を提供し、日常生活を営むのに必用な支援を実施し、併せて就労支援を行い、自立に繋げます。 |
| 37 | P75　4-1　11子育て総合支援窓口における情報提供事業 | （取組の概要）  令和６年度から新設されたこども家庭センターにおいて、妊娠出産期から子育て期までの切れ目ない相談体制の充実に努めます。また、こども自身が相談をする場所としての機能についてもより一層の充実に努め、こどもたちへの周知を図っていきます。  （担当課）  こども家庭センター | P83　4-1 | （項目削除） |
| 38 | P75　4-1　13特定妊婦等に対する支援 | （取組の概要）  ― | P83　4-1　11特定妊婦等に対する支援 | （取組の概要）  母子手帳を交付し、すべての妊産婦・子育て家庭と接点をもつことができる母子保健係から、様々な理由により支援が必要な妊産婦（特定妊婦）やその家庭の情報を、児童虐待対応を受け持つこども相談係と、合同ケース会議等を行います。その上で情報を共有し、要保護児童対策地域協議会へ取り上げる等などして、すみやかな支援につなげていきます。 |
| 39 | ― | ― | P84　4-1　12出産・子育て応援ギフト | （取組の概要）  妊娠期から出産・子育て期まで安心して過ごしていただけるよう、伴走型支援とあわせて、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用するための経済的支援を実施しています。  伴走型支援と経済的支援である出産・子育て応援ギフトの給付を行いながら、子育て世帯が地域で安心して生活できるように、引き続き妊婦や子育て世帯に寄り添ったサポートを行います。  （担当課）  こども家庭センター |
| 40 | ― | ― | P84　4-1　13子育て支援金 | （取組の概要）  子育て家庭の経済的負担を軽減するため、生まれて初めてされる住民登録が本市となる児童の養育者に対し支援金を給付します。  今般の物価高騰は子育て世帯の家計を圧迫していることから、子育て世帯の経済的な負担軽減を図る目的として、引き続き実施します。  （担当課）  こども家庭センター |
| 41 | P78　4-2　13妊タマコール | （取組の概要）  ― | P86　4-2　13妊タマコール | （取組の概要）  妊婦の体調の確認や妊娠や胎児に係る心配事等に関する電話相談を行い、安心して妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう必要な支援へと繋ぎます。 |
| 42 | P78　4-2  14不妊治療費助成金支給事業  15早期不妊検査費助成金支給事業  16不育症検査費助成金支給事業 | （取組の概要）  ― | P86　4-2　14不妊治療費助成金支給事業 | （取組の概要）  不妊に悩む夫婦の不育症検査、不妊検査・治療費に対し助成金を交付することにより、経済的負担を軽減します。また、必要に応じて心配事等に対する相談に応じます。 |
| 43 | P79　4-3　2ひとり親家庭等医療費支給事業 | ひとり親家庭等に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。  関係各課と連絡を密にして、受給漏れや医療費の過誤払いをなくすよう努めます。また、現物給付が可能となるよう調整を図ります。 | P87　4-3　2ひとり親家庭等医療費支給事業 | ひとり親家庭等に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。  関係各課と連絡を密にして、受給漏れや医療費の過誤払いをなくすよう努めます。（削除） |
| 44 | P82～84　（3）教育・保育事業の量の見込みと提供体制  表 | ― | P90～92　（3）教育・保育事業の量の見込みと提供体制  表 | （「サービス提供体制（確保方策）」の各表に確保量を入力） |
| 45 | P88　（5）放課後児童健全育成事業　②放課後子ども教室 | 全てのこどもを対象として、安全・安心なこどもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流を図る事業で、本市では令和２年度から実施しています。  年々参加希望者が増加しており、より多くのこども達が利用できるよう、適切な開催会場と支援者の確保を図ります。また、参加児童が様々な体験をすることができるよう、地域の方々と協議を行いながら事業の充実に努めます。 | P104　5-3　9放課後子ども教室  （表に移動） | （取組の概要）  公民館等の公共施設を主な会場として、小学生を対象とした学習支援を行います。地域の人材と協働し、自主学習の支援や、スポーツ・自然・芸術文化体験等の多様な体験活動の機会を提供することによって、子ども達の自主性・創造性を育むことを推進します。また、異なる年齢の子ども同士や地域住民との交流を通して、子どもの社会性を形成し、地域とのつながりを築き、子どもにとって安全・安心な居場所づくりを実現します。  （担当課）  生涯学習課 |

以上